調達要領指定書	調達要求番号	６ＰＲＺ１ＡＮ００４７
	契約番号	
	調達要求年月日	令和　8年　10月　1日
	作成部署	用賀支処　衛生部　補給整備課　整備管理班
	作成年月日	令和　8年　10月　1日
物品番号		
品名	電気安全解析装置の校正	
規格		
仕様書番号	ＥＭ－Ｔ５５０００３Ｄ	

指定事項：今回の調達に限り、次のとおりとする。

仕様書２．２　校正対象品目・数量

連番	品名	型式	シリアルナンバー	数量
1	安全解析装置	ST5540	210211222	1

仕様書２．７　校正機関など

校正機関は日本電計株式会社とする。

仕様書２．８　校正実施場所

契約相手方の工場等とする。

仕様書５．２　提出書類

性能確認試験　試験成績書については１部を提出するものとする。

調達要求番号：６ＰＲＺ１ＡＮ００４７

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	－	仕様書番号	
衛生関係計測器の校正		ＥＭ－Ｔ５５０００３Ｄ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	平成２８年　９月　１日
		変更	平成３１年　３月１９日
		作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊における衛生関係計測器の外注校正について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　校正に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の 2.1 による。

2.2　校正対象品目・数量　校正対象品目及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

2.3　整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の 2.2 j)に示す“校正”とする。

2.4　整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の 2.3 a)に示す“確定作業方式”とする。

2.5　校正作業

校正作業は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 1** による。

表 1－校正作業

番号	工程	作業内容	注記
1	入場点検	校正品の外観状態及び機能を点検する。	―
2	清掃	圧縮空気などによって清掃及び洗浄し，付着しているほこりなどを除去する。	―

表 1－校正作業（続き）

番号	工程	作業内容	注記
3	校正（点検）	計測器（校正品）と標準器とを対照し，合否を判定する。必要に応じ，計測器の指示値を修正する。	標準器は，公的機関において年１回以上校正されたものを使用する。
4	総合点検	校正品の総合点検を行う。	―
5	包装など	商慣習による。	―

2.6 校正基準

校正基準は，公的機関，公的機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正基準による。

2.7 校正機関など

校正機関などは，調達要領指定書によって指定する。

2.8 校正実施場所

校正実施場所は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２の 2.6 によるものとし，調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

3.1 試験

試験に必要な器材，設備などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 3.1.2 による。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は， 次による。

a) 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

b) 完成検査は，公的機関，公的機関から指定（登録）を受けた者又は製造者が発行する校正済証などをもって完成検査合格とする。

4 出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付及び官給品

校正に必要な無償貸付及び官給品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２の 5.1 による。

5.2 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 2** によるものとする。

表 2－提出書類

番号	書　類　名	部数[a)]	提　出　先	提出時期
1	性能確認試験　試験成績書	3	契約担当官等	校正終了後
2	校正済証又は校正結果報告書[b)]	1	関東補給処用賀支処　衛生部	
注[a)] 部数については基準とし，異なる場合は調達要領指定書によって指定する。 [b)] 校正結果報告書は，校正が不能な場合に提出するものとする。				

5.3　合格証

合格証は,調達要領指定書によって指定する場合を除き,ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の5.4 b)による。

5.4　保証期間

保証期間は,調達要領指定書によって指定する場合を除き,ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の5.5とする。

5.5　輸送

引渡しから引取りの間の輸送は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が担任する。

5.6　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。